

合には、多額の費用が発生してしまつたため、どのように行つたら円滑に全市民に行き渡るようになるか、今後とも検討していきたい。



市報ぎょうだ

**問** 市制施行70周年記念事業実行委員会交付金に関し、現在、実行プラン等がない状況の中、債務負担行為補正として予算が計上されているが、これではしつかりとした事業が実施できないのではないかと、70周年に当たつての基本的な考えやテーマ、各種記念事業等を盛り込んだ実行プランを年度内に策定する予定である。なお、市民が自ら企画し実施する市民提案実施事業については、本補正予算可決後、市報1月号で募集を行つていきたいと考えている。また、市主催の事業については、新年度予算の可決後でないか

正式決定しないため、両者の関係を考えた場合、プラン等の策定期間については年度末になると考えている。

**問** プラン等が先にあり、これに沿つて市民、団体等から提案事業を募集するものではないのか。

**答** 市民提案実施事業を募集するに当たり、70年の歩み振り返ることや、本市のさらなる発展に向けた礎にしたいという趣旨から、市民の一体感や本市の活性化につながるもの、思い出に残るものという形で広く要件を付し、募集を行つていきたい。なお、最終的には、市の主催事業とも合わせ、実行プラン等を年度内に策定していく予定である。

**建設環境  
常任委員会**  
4議案 可決  
2請願 不採択

○行田市手数料条例の一部を改正する条例

**問** 改正による本市への影響はどのようなものがあるか。

**答** 本件の認定申請があれば市で認定手続きを行うこととなるが、現状では認定申請は

出されていない。今後も件数は多くないと推測されるため、本市の事務的な負担は余り生じない。

○行田市公共下水道事業の設置等に関する条例

**問** 第3条に「常に企業の経済性を発揮する」と記されているが、民間企業と同様、利益追求を前提とした経営を行つていくということが。

**答** 公営企業は地域住民の生活と地域の発展に不可欠なサービスを提供していることから、利益追求のみではなく、採算が取れないサービスも提供している。

そのような状況の中、最少の費用で最大の収益を上げることが企業の経済性の発揮と表現したものである。

**問** 公営企業に移行するに当たり、事業者としての業務の取り組み方に変化は生じるか。

**答** 公営企業会計の導入により、事業や経営の状況が明確に把握でき、より適切な経営計画の作成や使用料の算定ができるようになる。

**問** 市民への影響は。

**答** 公営企業会計の導入による直接的な影響はない。

○平成30年度行田市一般会計補正予算(第3回)

**問** 路面表示の設置、修繕に対する市と公安委員会の管轄区分は。

**答** 横断歩道や一時停止の停止線等、規制に関わるものについては公安委員会の管轄であり、車道外側線や「スピード落とせ」などの路面表示については市の管轄である。



路面表示

**問** 防災行政無線子局の設置に関する土地の賃貸借契約の中で、期間中の途中解約に対する罰則規定はあるのか。

**答** 途中解約に罰則は定められておらず、地権者からの申し出があれば直ちに解約に応じるものである。

**問** 若小玉地区産業団地整備事業における道路用地の取得と埋蔵文化財の試掘調査は県との協定に基づいて市が負担

するとの説明があつたが、今後事業の進捗に応じてこの協定に基づく支出が増えるのか。

**答** 現段階では新たな事業によるこれ以上の市の負担は無いが、協定の中で総事業費の3%を市が負担することが定められているため、事業終了の翌年から5年間で負担金を支出していく予定である。

**問** 破碎廃棄物運搬業務委託については、委託費用の全てが運搬費用であるのか。

**答** 粗大ごみ処理場で破碎処理した一般廃棄物を寄居町にある埼玉県環境整備センターの埋立処分場まで運搬する費用で、週3回の搬出を見込み算出したものである。

**健康福祉  
常任委員会**  
3議案 可決  
1請願 採択

○行田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

**問** 本市は県内40市の中でも賦課限度額が高額である。このままでは安心して医療が受けられなくなる懸念が生じるが、どのように考えるか。